

東海第二発電所 敷地境界線変更前後比較表

既許可申請書	変更後	変更点
		<p>①西側高台エリア(隣接事業所より権利を取得)を,可搬型設備保管場所,緊急時対策所,防火帯の設置及びアクセスルート設定に伴い東二敷地に追加。</p> <p>②北側エリア(原電所有地)を,周辺監視区域境界線に合わせ東二敷地に追加。</p> <p>③東海発電所周辺エリア(原電所有地)を,防潮堤設置,及びアクセスルート設定に伴い東二敷地に追加。</p> <p>④西側エリア(原電所有地)を,SA設備設置及びアクセスルート設定に伴い東二敷地に追加。</p> <p>①(参考)当初申請(2014/5/20)時では,可搬型設備保管場所として国道西側(原電所有地)を予定していたが,方針変更(①西側高台エリアへ変更)に伴い除外。</p>